

事 務 連 絡  
令 和 2 年 2 月 28 日

公益社団法人全国保育サービス協会 御中

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した  
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣  
事業（通常分）の特例措置について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業が行われること等を踏まえ、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業（通常分）に係る割引券の使用について、下記のとおり取扱うことといたしました。ついては、内容について御了知の上、適切な周知をお願いいたします。

なお、ベビーシッター派遣事業に係る割引券の使用に関する事業主等の申込手続き等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業の取扱いについて」（令和2年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）において示したとおりです。

記

割引券は、1日（回）対象児童1人につき1枚、1家庭につき1か月当たり24枚まで使用できるものとされているところ、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業が行われること等を踏まえた特例措置として、令和2年3月に限り、1日（回）対象児童1人につき複数枚使用できることとし、かつ、1家庭につき1か月当たり120枚まで使用できることとすること。また、割引券の使用は通常1年間に280枚までとされているところ、上記の場合においては、280枚を超えて使用できることとすること。

なお、割引券の対象サービスの範囲については従前のおりとし、利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とすること等に注意すること。

「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」（令和元年5月8日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の別添1「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の改正については追って連絡する。

以上

(照会先)

内閣府子ども・子育て本部

児童手当管理室財政第2係

03-5253-2111（内線38488、38487）